
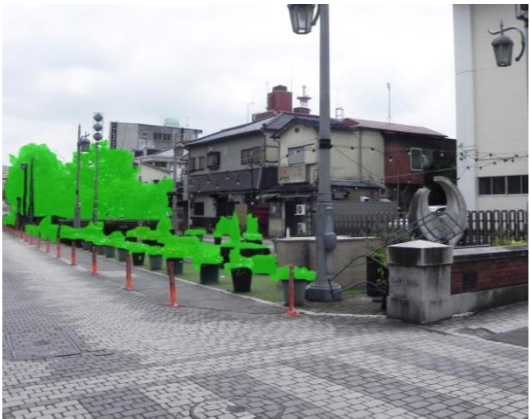






■緑の目標水準の成果と分析

指標		初期値 (H22年)	目標値 (R4年)	現状値 (R3年)	分析
緑視率 (※13地点の平均)	中心市街地	14.1%	20%	14.3%	樹木の生長やオープンスペースへのプランターの設置などの取組により人の目に映る緑を創出することができたが、それぞれの取組は小さな面積での実施となることから、微増にとどまった。

緑視率の増減が大きい主な地点

	平成22年度	令和3年度	
⑥ 3	 緑視率：5.8%	 緑視率：7.4% H22年度比：1.6%	
⑥ 2	 緑視率：26.3%	 緑視率：20.1% H22年度比：-6.2%	
⑪ 2	 緑視率：12.1%	 緑視率：14.5% H22年度比：2.4%	

「緑視率」とは・・・

- ・緑視率とは、ある定点において人が周囲を眺めたとき、目に映る緑の量が一定範囲内に占める割合のことを言う。
- ・緑視率の測定を行う定点は、本市の中心市街地における通行量が多い交差点などの代表的な場所を設定した。

現行計画（平成22年3月策定）における目標設定の考え方

国土交通省の調査(H17.8報道発表)で、緑視率が高いほど潤い感、安らぎ感などの心理的効果が上昇し、およそ25%を超えると緑が多いと感じるという結果が出ている。このことを踏まえ、25%の緑視率を確保することを将来目標に掲げ、多くの市民、来訪者等が安らぎの感じられる市街地景観づくりを目指す。

- ・街路樹の樹形にも配慮した維持管理や、沿道の花壇設置、施設周辺の緑化等により、緑視率の上昇を図ることが可能だが、それぞれの取組は大きな面積での実施ではなく、市民との協働体制を構築しながら、長期的、段階的に進めていくことが必要。
- ・このため、将来目標は、人が潤い感、安らぎ感を感じることでできる25%とし、目標値は20%に設定。



指標		初期値 (H20年)	目標値 (R4年)	現状値 (R3年)	分析
緑地率	市域全域	54.6%	現状値を維持	53.4%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域全域の緑地率は、県総合運動公園の整備・開設、開発に伴う都市公園の整備などにより着実に増加しているものの、農用地区域や地域森林計画対象民有林の減少が大きく、微減となっている。</li> <li>・市街化区域の緑地率は、上記と同様の理由により増加したものの、保全契約緑地や都市公園以外の施設緑地の減少などにより、微減となっている。</li> </ul>
	市街化区域	11.2%	17.6%	10.7%	

市域全域における「緑地」の内訳

大区分	中区分	小区分	緑地面積 (ha)		増減	主なもの
			H20	R3		
施設緑地	都市公園	都市公園	560.5	587.6	+27	街区公園、近隣公園等
	都市公園以外	公共施設緑地	742.4	720.8	-22	学校、運動施設、市民農園、チビッ子広場、その他公共施設
小計			1302.9	1,308.4	+5	
地域制緑地等	法による地域	風致地区	236.3	236.3	+0	八幡山風致地区、白ヶ峰風致地区
		自然公園	(1,880)	(1,883)	+3	宇都宮県立自然公園
		農用地区域	10,293.0	10,165.9	-127	-
		河川区域	2,296.6	2,296.6	+0.0	鬼怒川、田川、姿川等の一級河川
		保安林区域	(518.8)	(686.0)	+167	-
		地域森林計画対象民有林	7,882.6	7,593.0	-290	-
		国有林	562.3	497.0	-65	-
	史跡・名勝・天然記念物など	(49.0)	(49.3)	+0.3	飛山城跡、塚山古墳、ムカシトンボ及びその生息地等	
	協定	緑地協定	145.6	149.2	+3.6	豊郷台緑地協定区域、戸祭台緑地協定区域等
	条例等によるもの	条例・契約・協定等	30.7 (33.9)	11.3 (33.9)	-19.4	保全契約緑地、緑地環境保全地域
小計			21,447.1	20,949.3	-497.8	
合計			22,750.0	22,257.7	-492.3	
緑地率			54.6%	53.4%		

「緑地」とは・・・

- ・都市公園、公共施設緑地、法による地域、協定、条例などにより、緑の担保性が高い箇所や区域を指す。
- ・また、市域等の面積のうち、緑の面積が占める比率を「緑地率」とした。

**現行計画（平成22年3月策定）における目標設定の考え方**

国土交通省が策定した「緑の政策大綱」（平成6年）において、緑豊かな市街地の形成のために、市街地において確保すべき緑の割合として30%が示されています。このことを踏まえ、市街化区域内において緑地を30%確保することを将来目標に掲げ、十分な緑が将来にも引き継がれていくことを目指す。

○市域全域

・当面は、開発動向が鈍化することが予想されるが、宅地開発等により公園緑地の創出は続く。一方で森林・農地が減少する可能性が高い状況。よって、努力目標として、現状維持を目標とする。

○市域化区域

・今後の市の事業実施予定や開発動向を勘案すると、都市公園等、緑地協定区域、保全契約緑地等で微増が予想できるものの、全体的に大幅な伸びは期待できない状況。

・努力目標として、平成11年から平成20年までの緑地率増分を今後も維持することとする。

※（）内数字は他の項目と重複するので計上しない。

※緑地協定は都市公園と一部重複する。条例・契約・協定などは地域森林計画対象民有林と一部重複する。

指標		初期値 (H21年)	目標値 (R4年)	現状値 (R3年)	分析
一人当たりの 都市公園面積	市域全域	10.44 m <sup>2</sup> /人 (531.18ha)	13 m <sup>2</sup> /人 (660.45ha)	11.42 m <sup>2</sup> /人 (587.56ha)	市民一人あたりの都市公園面積は、県総合運動公園の整備・開設や土地区画整理事業による新規公園整備などにより、着実に増加しているが目標値には届いていない。

### ■都市公園等について

- ・R4年3月末現在の都市公園は、1,085箇所、587.56haで、H21年から259箇所、56.38ha増加している。
- ・公園数を種別ごとにみると、約9割が街区公園となっており、次いで都市緑地、近隣公園の順となっている。
- ・200m<sup>2</sup>未満の小規模な公園が特に多い状況である。

### 現行計画（平成22年3月策定）における目標設定の考え方

都市計画中央審議会答申（平成7(1995)年）において、一人当たり公園面積として20m<sup>2</sup>が将来目標に設定されている。このことを踏まえ、市域全域において一人当たり公園面積を20m<sup>2</sup>確保することを将来目標とし、市民一人ひとりの活動に十分な公園の確保を目指す。

### ■公園整備箇所数の比較

公園種別	H21年 (箇所)	R3年 (箇所)	増設された 公園数
街区公園	719	954	235
近隣公園	17	26	9
地区公園	7	8	1
総合公園	6	6	0
運動公園	6	8	2
風致公園	1	1	0
墓園	2	2	0
緩衝緑地	4	4	0
都市緑地	54	65	11
緑道	9	9	0
広場公園	1	2	1
計	826	1085	259

### ■公園の整備時期と箇所数（面積別）

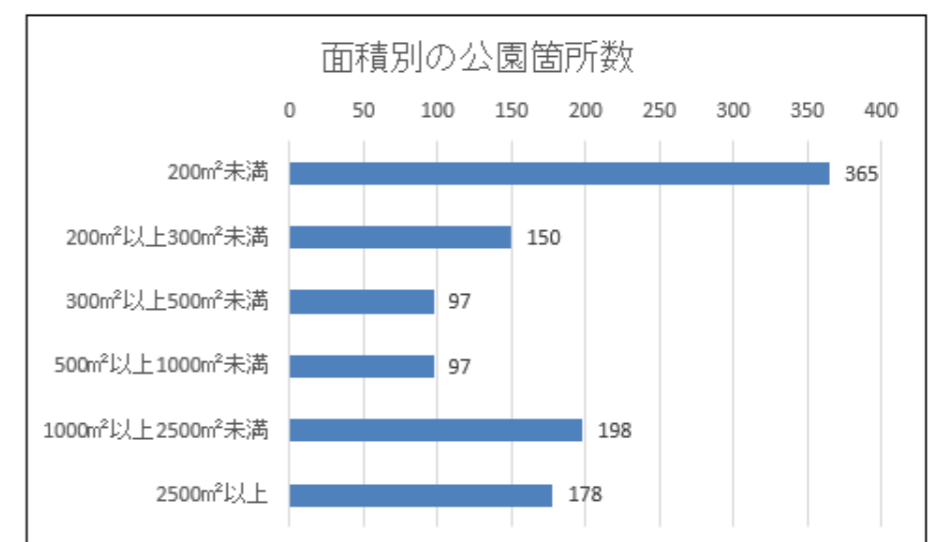
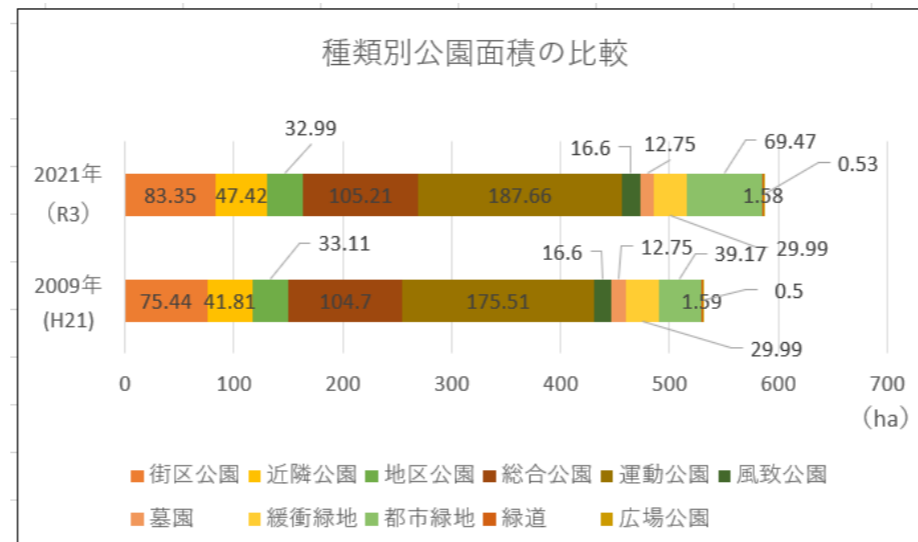
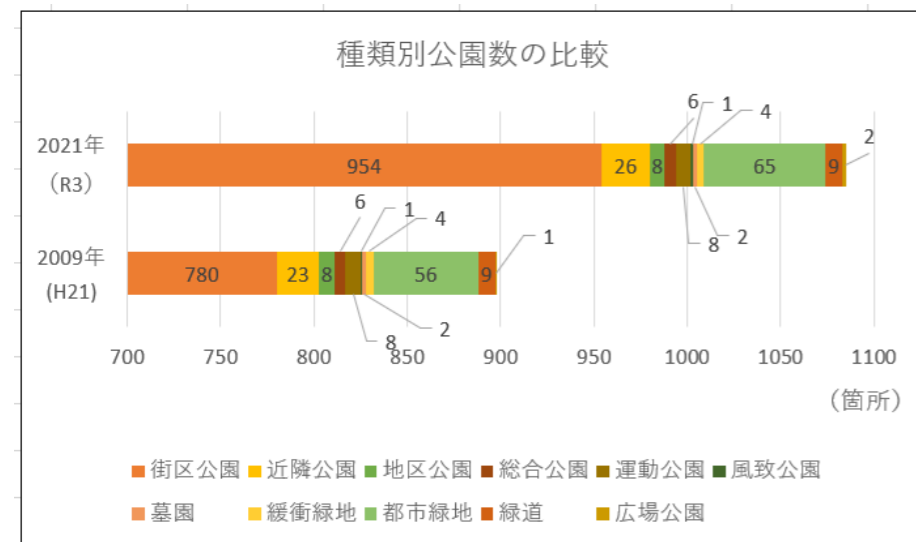
公園種別	H21年 (ha)	R3年 (ha)	増加した 公園面積
街区公園	75.44	83.35	7.91
近隣公園	41.81	47.42	5.61
地区公園	33.11	32.99	-0.12
総合公園	104.70	105.21	0.51
運動公園	175.51	187.66	12.15
風致公園	16.60	16.60	0.00
墓園	12.75	12.75	0.00
緩衝緑地	29.99	29.99	0.00
都市緑地	39.17	69.47	30.30
緑道	1.59	1.58	-0.01
広場公園	0.50	0.53	0.03
計	531.18	587.56	56.38

### ○市域全域

- ・今後、規模の大きな公園の整備の予定はない状況。街区公園・都市緑地は開発にともなって創出が続くものの、面積規模は小さいと考えられる。
- ・ただし、都市計画決定された都市公園の未供用部分が全て供用開始された場合、約150ha程度の面積の増加が見込まれる。
- ・このようなことを踏まえ、努力目標として、一人当たり面積13m<sup>2</sup>を目指して660.45haまでの増加を設定する。

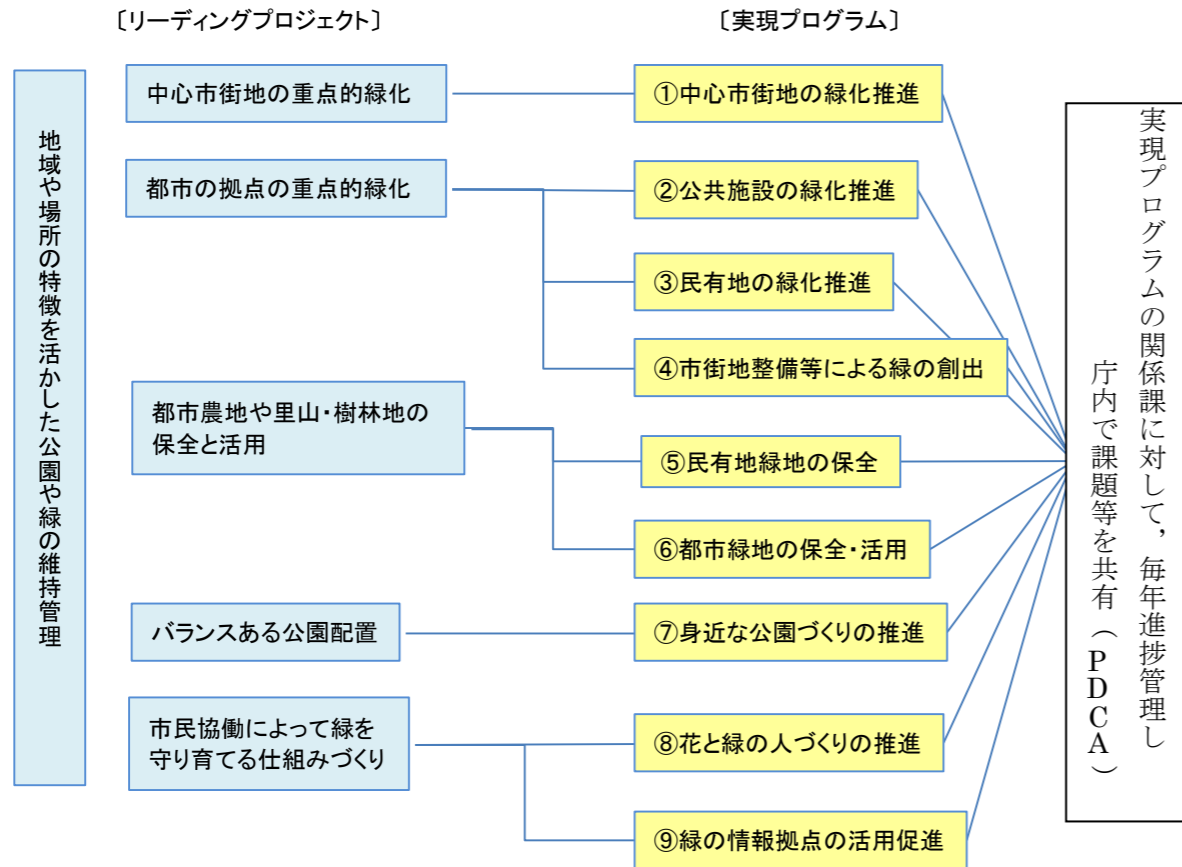
### ○一人当たりの目標値

- ・第1次計画の数値（13m<sup>2</sup>/人）を引き継ぐこととする。



■現行計画における進行管理について

6つのリーディングプロジェクトの取組を推進し、緑の基本計画が定める目的の実現・達成が図られるよう関連する事業を整理し、特に重点的先導的に取り組む事業について、着実な実行を図るため、進行管理を行ってきた。



主な取り組み成果（各課の進行管理調書より抜粋）

実現プログラム	主な内容	主な実績
①中心市街地の緑化推進	中心市街地における公共施設等の先導的緑化の推進，緑化手法の情報発信，民有地の緑化	・ストリート緑化における設置路線の拡大，修景効果の高いハンギングバスケットの活用など ・プランター設置事業の拡大（銀行，JAなど），大通り企業への意見聴取 等
②公共施設の緑化推進	公共施設等の先導的緑化の推進，公共的施設緑化のあり方の整理	・市所有施設における花植え，緑のカーテンによる緑化推進
③民有地の緑化推進	緑化資材の助成等による民有地における緑の創出，各種緑化制度の活用・導入，景観計画と連携した緑化の推進	・各種記念樹贈呈事業における引き換え率の向上に向けた取組 ・景観形成基準への緑化の項目の追加
④市街地整備等による緑の創出	緑のネットワーク拠点の確保と緑の創出，緑のネットワーク軸における緑化の推進	・再開発事業における緑化スペースの確保（大手地区における緑の創出） ・土地区画整理事業と連携した地域ニーズを踏まえた公園整備 等
⑤民有地緑地の保全	緑地保全団体と連携した里山等の維持管理の推進，事業者や教育機関等と連携した緑地保全・管理手法の検討	・（公財）グリーントラストうつのみやによる維持管理 ・白楊高校等と連携した樹林地保全の体験活動
⑥都市緑地の保全・活用	鶴田沼緑地の保全・活用，戸祭山緑地の保全・活用，「もったいないの森長岡」植樹事業の実施	・都市緑地における用地買収，整備の実施 ・市民協働による植樹祭（H20～H29）の実施等
⑦身近な公園づくりの推進	新たな公園・緑地の整備，身近な生活圏の公園づくり指針の見直し，公園施設改修事業	・遊具更新やバリアフリー化に関する整備等
⑧花と緑の人づくりの推進	緑に関わる人材の育成，活用	・緑化ボランティア養成講座による継続的なボランティア人材の育成 ・花と緑のフェスティバル，もりのめぐみツアーの開催 等
⑨緑の情報拠点の活用	緑に関する事業の総合的な推進拠点としての活用，複合的な情報発信やサービス提供の手法の構築	・老朽化により「緑の相談所」は廃止したものの，地区市民センターなどで緑化講習会を継続 ・花と緑のまちづくり推進協議会と連携した情報発信（Facebook，Instagram） 等

■現行計画における目標水準，進行管理

**目標水準**  
 ・理想の将来像に向けたやや高め短期目標（努力目標）の設定  
 ⇒外的要因（樹木の生長，人口減少等）の影響等

**進行管理**  
 ・実現プログラムの関係課に限られた評価

改定計画においては、目標設定および進行管理に留意して進めて行く必要がある